

# 經濟論叢

第156卷 第6号

野村秀和教授記念號

---

献 辞	菊 池 光 造	
井尻教授の双対的解釈についての考察	中 居 文 治	1
予算管理史研究の評価と課題	斎 藤 雅 通	15
ヨークベニマルの研究	奥 村 陽 一	32
中小金融機関の経営破綻と監督システム	櫻 田 照 雄	69
標準原価計算の差異分析と原因分析	上 總 康 行	103
会計測定モデル分析をめぐる 理論問題の再検討	藤 井 秀 樹	125
アメリカ年金会計における認識と測定の論理	佐 野 哲 哉	160

野村秀和 教授 略歴・著作目録

---

平成7年12月

京 都 大 学 經 濟 學 會

## アメリカ年金会計における認識と測定の論理

——経済的実質と形式の相互関係——

佐野哲哉

### はじめに

筆者は、前稿<sup>1)</sup>において、財務会計基準書第87号「事業主の年金会計」（以下、SFAS 第87号）に基づいて認識される追加最小負債（additional minimum liability）およびそれに対応する無形資産が完全未履行契約における権利・義務の会計的認識となっていることを明らかにした。そこでは、追加最小負債の認識が、計算上、過去の勤務と将来の年金給付の交換となっているものを、将来の勤務と将来の年金給付との交換とみなすという論理上の操作を行うことにより、成立しているととらえた。前稿は、SFAS 第87号に基づいて認識される負債・資産のうち、追加最小負債とそれに対応する無形資産という一部の負債・資産を問題にしていた。

本稿では、まず、SFAS 第87号に基づいて認識される負債・資産を包括的に検討し、負債が未払年金費用と追加最小負債に区分されることと、年金負債の計算に予測給付債務と累積給付債務という二つの債務が利用されることとは関係ないことを明らかにする。その後、SFAS 第87号における累積給付債務と予測給付債務の併存という事態を、経済的実質と形式という用語をキーワードにして、考察し、会計と法の相互関係という問題に議論をすすめていくことにしたい<sup>2)</sup>。

1) 拙稿「アメリカ年金会計にみる完全未履行契約の認識」『経済論叢』第156巻第2・3号，1995年8・9月。

2) 通常、会計と法といった場合、そこでイメージされる法は主に商法であり、その他にイメージ

アメリカ年金会計をめぐる議論においては、一方では将来の不確実性がとりあげられ、会計ディスクロージャーに関わる技術的な側面が強調され、他方では企業と従業員との資産分配の問題がとりあげられ、会計ディスクロージャーを通じて従業員の権利が擁護されたり侵害されたりするという側面が強調される。本稿の議論の意義は、利害関係者間の資産分配の問題が会計ディスクロージャー上の技術的な問題を通じて取り扱われるという観点から、両者の視点を統合することにある。

### I SFAS 第87号における負債・資産の認識と測定の論理

SFAS 第87号に基づいて認識される負債には、未払年金費用と追加最小負債の二種類がある<sup>3)</sup>。SFAS 第87号自体、確かに、債務の変動に伴って負債を認識するという体裁をとっているが、詳細に検討してみるとそれだけにとどまらない論理を内包している。未払年金費用の場合、まず、予測給付債務の増加に伴って年金費用が認識され、その費用と年金基金への支出の金額として負債が認識される。追加最小負債は、累積給付債務と年金資産公正価値の差額に基づいて認識される。そして、追加最小負債に対応して無形資産が認識される。ここには、検討すべきいくつかの問題がある。

3) ジされる法は証券取引法や税法であるが、本稿でとりあげられる法は労働者の権利保護、社会保障に関わる法である。その意味で本稿の議論は制限されたものであるが、筆者は、本稿の内容が会計と法の間を考慮するうえで普遍性を持っているものと考えている。

3) ここで SFAS 第87号によって認識される負債および資産についてまとめておく。SFAS 第87号における負債・資産は、まず、認識された年金費用と年金基金への拠出額の差額として認識される。年金費用が年金基金への拠出額を超える場合、未払年金費用が認識され、年金費用が年金基金に拠出した額より少ない場合には前払年金費用が認識される。この負債の場合、年金費用が予測給付債務に基づいて計算されるので、予測給付債務に基づいて認識されているといえる。

SFAS 第87号においては、さらに追加最小負債が認識される。追加最小負債は、累積給付債務が年金資産を超える額に基づき、前述の負債・資産の金額によって修正され、認識される。追加最小負債に対応する項目として無形資産が認識される。ただし、無形資産として認識される金額は、未認識過去勤務費用によって限定されており、超過金額は資本の減少項目として処理される。SFAS 第87号においては、まず年金費用が予測給付債務に基づいて認識され、その年金費用と年金基金への支出の差額として未払年金費用（もしくは前払年金費用）が認識される。そして、追加最小負債が累積給付債務と年金資産公正価値の差額に基づいて認識されるが、その数値は、未払年金費用（もしくは前払年金費用）によって修正が施されているのである。

第一に、年金基金の存在である。年金取引は、基本的に、事業者の年金給付と従業員の勤務との交換取引でありながら、事業者と従業員との間に年金基金が存在する。年金基金が存在しなければ、予測給付債務の増加に伴って、費用と負債が認識される。つまり、過去の勤務と将来の年金給付（当然ながら従業員への支出）との交換という事象を純粋にとらえることになり、費用発生と支出は時間的に完全に分離する。ただし、実際には年金基金が存在するために年金基金への資金拠出という事象が入り込んでいる。そのために費用発生と支出（この場合年金基金への支出）が同じ会計期間に行われ、費用と支出の差額としての負債が認識されるということになる。しかし、この支出はあくまでも年金基金への支出であり、従業員への債務が消滅したとは必ずしもいえない。したがって、従業員への債務と年金資産の公正価値の差額をチェックすることが必要になる。年金基金の存在自体が、未払年金費用と追加最小負債の二つの負債を認識することの要因となっているのである。そうすると、検討すべき第二は、年金費用および未払年金費用の認識には予測給付債務を採用し、追加最小負債の認識には累積給付債務を採用しているという問題になる。

第一の問題で言及した年金基金の存在は、従業員への債務をどのようにとらえるかということとはあまり関わりがなく、あるとすれば、未払年金費用と追加最小負債の基礎となる債務が同じものであることを要求するということであろう。しかし、SFAS 第87号においては、負債を認識する基礎として予測給付債務と累積給付債務の二つの債務が採用されている。予測給付債務と累積給付債務は、ともに、年金給付算定式により、従業員が一定期日までに提供した勤務の対価として算出した給付金額の保険数理現在価値である。年金給付算定式が将来の給与水準を変数として含む場合、累積給付債務が将来の給与水準に関する仮定事項を含まないという点で、予測給付債務と累積給付債務は異なるのであるが、年金給付債務の会計期間への割り当て方をみるかぎり、予測給付債務では給付総額を各年度に均等に割り当てるという形式をとっているのに対して、累積給付債務ではそれぞれの期間に制度の終結または従業員の退職が行

われるということで、給付額が測定されるという形式をとっているようにみえる。つまり、一見すると、予測給付債務では年金制度が継続するという前提で測定が行われるのに対して、累積給付債務では年金制度が終結するという前提で測定が行われるようにみえるのである。

第三の問題は、年金債務を測定する際に使用される割引率である。SFAS 第87号では、割引率について次のように規定している。

「仮定割引率 (assumed discount rates) は、年金給付が有効に清算される率を反映すべきである。」(SFAS No. 87, par. 44)<sup>4)</sup>

この規定は、企業が保険会社から年金契約を購入することにより、企業年金に関わるリスクを保険会社に移転しようという事態を反映している。年金取引の主体は基本的に事業者と従業員であり、FASB もこの点を基礎として議論を展開している。しかし、SFAS 第87号においては、さらに、保険会社という取引主体が想定されているのである。ただし、この割引率がいかなるものであるのかということはこの規定からだけでは判断できない。

第四の問題は、追加最小負債に対応する無形資産に関わるものである。「はじめに」で述べたように、前稿では、無形資産の認識は、年金給付算定式のも

4) 前掲拙稿を参照していただきたい。第1表の累積給付アプローチが累積給付債務の測定であり、第2表の給付/勤務年数アプローチが予測給付債務の測定である。

5) 年金制度の清算 (settlement) とは、(a)取り消すことのできず、(b)給付債務についての一次的責任を事業主 (または年金制度) から免除し、(c)債務および清算を行うために利用される資産に関わる重大なリスクを取り除く取引のことである。そして、保険会社からの年金契約 (annuity contract) の購入も清算取引を構成するものとして想定されている。年金契約とは、保険料などの見返りに特定の個人にある特定された給付を提供する法的債務を無条件に引き受ける契約である。年金会計においては、清算以外に縮小ということが考えられている。年金制度の縮小とは、現存する従業員の将来期待される勤務期間を大幅に削減する事象、もしくは、多くの従業員から将来勤務に関わる年金給付を剝奪する事象である。この年金制度の縮小には、予定よりも早い従業員の解雇や年金制度の終結 (termination)・停止 (suspension) が含まれる。清算と縮小は、上記のように区別されるものであり、同時に起きたり、別々に起きたりする事象である。多数の従業員が解雇されたり、工場が閉鎖されたりしても、年金制度が存在し続けるのであれば、縮小は起きても清算は起きない。事業主が確定給付について年金契約を購入しても、将来の勤務に対して年金給付が支払われるのであれば、清算は起きても縮小は起きない。年金制度が終結し、後続する年金制度が設定されなければ、清算も縮小も起きる。詳細は、SFAS 第88号を参照していただきたい。

とは過去の勤務と将来の年金給付の交換となっているものを、将来の勤務と将来の年金給付との交換とみなすという論理上の操作を行うことにより、成立しているものととらえた。これは、逆にいうと、将来の勤務と将来の年金給付との交換を、過去の勤務と将来の年金給付との交換を媒介として、会計上認識しているということになる。つまり、将来費用将来支出を、過去費用将来支出の経路によって、負債に取り込んでいるのである。これは、年金給付の増額を伴う制度改訂の解釈に依存している。つまり、SFAS 第87号は、年金給付の増額を伴う制度改訂について、一方では、年金給付算定式に基づいて過去の勤務と将来の年金給付の交換と解釈し、他方では、年金給付増額の従業員へのモチベーション効果を考慮して、将来の勤務と将来の年金給付の交換と解釈しているのである。

以上、明らかにしたことを概括しておく。SFAS 第87号が対象とするのは、外部積立の確定給付制度であり、取引主体である事業者と従業員との間に年金基金が介在する。この年金基金の介在により、負債が未払年金費用と追加最小負債に区分される。また、年金費用および未払年金費用の認識においては予測給付債務、追加最小負債の認識においては累積給付債務を採用することによって、年金債務の測定に関して継続基準と終結基準という二重性をもつかのようになっている。そして、年金債務の割引率については、事業者と従業員との取引に加えて、事業者と保険会社の取引を想定している。さらに、SFAS 第87号の基本的対象である事業者と従業員の取引においても、年金給付の増額を伴う制度改訂を二重に解釈し、その二重の解釈に基づいて、追加最小負債の対応項目として無形資産が認識される。

## II SFAS 第87号にみる経済的実質と形式との相互関係

### (1) 経済的実質

IIでは、Iで指摘したSFAS 第87号での年金取引の複雑な解釈というものを経済的実質という用語をキーワードにしてほりさげてみたい。FASBの概

念フレームワークでは法的形式より経済的実質を優先するという考え方、すなわち、実質優先性は直接採用されているわけではないが、ここでの議論をすすめるうえでは有用なものである<sup>6)</sup>。

実質優先性は、例えば、APB ステートメント第4号で議論されている。APB ステートメント第4号における実質優先性は、次のように指摘されている。

「実質主義は、取引およびその他の事象の法的効果と経済的効果のいずれをも問題にし、その慣行の多くは、法令に基盤をおいているけれども、もし経済的実質が法の形式と相違しているときには、取引やその他の事象のもつ経済的実質のほうが通常重視される。」(APB Statement No. 4, par. 35)

APB ステートメント第4号では、通常、経済的実質と法的形式が通常一致しているものととらえられており、経済的実質と法的形式が乖離した場合、経済活動をよりよく反映するために法的形式より経済的実質を重視するということになっている。

## (2) 累積給付債務と予測給付債務の併存

SFAS 第87号における累積給付債務と予測給付債務の併存については、SFAS 第87号を審議した FASB のメンバーのなかから対照的な異議が出されており、興味深い<sup>7)</sup>。Sprouse は、未積立累積給付債務のみが、企業の債務と

6) FASB の概念フレームワークにおいては、実質優先性という概念は直接には採用されていないが、表現の忠実性という概念に解消されており、実質優先性という考え方が消え去ったわけではない。

「実質優先性もまた支持された概念の一つではあったが、いまさら必要がないという理由から階層構造図には含まれていない。信頼性の特性、とくに表現の忠実性の特性には、実質よりも形式を優先する会計上の表現が入り込む余地がほとんどない。いずれにせよ、実質優先性は、正確に定義できないかなり漠然とした概念である。」(SFAC No. 2, par. 160)

ちなみに、SFAS 第2号によれば、表現の忠実性は、「ある測定値または記述と、それらが表現しようとする現象とが対応または一致すること」(SFAC No. 2, par. 63) と定義されている。ここでいう表現しようとする現象とは「経済的資源および債務ならびにそれらを変動させる取引および事象」(SFAC No. 2, par. 63) のことである。

7) FASB, SFAS No. 87.

して認識されるべきものであり、累積給付債務を超過する年金資産については、会計上、企業の資産として認識されるべきものであると考えている。Sprouse にとっては、将来給与水準を考慮にいれた実務は内国歳入法に基づいた保険数理的手法の産物であって、予測給付債務は決算時における債務を構成するものではないのである。これに対して、Wyatt は予測給付債務こそ財務諸表によって報告される年金債務の尺度であると考えている。Wyatt にとっては、累積給付債務は債務を過小評価するものであり、年金債務を忠実に表現するものではないのである。Sprouse の立場からすれば、累積給付債務が経済的実質を表現するものであり、Wyatt の立場からすれば、予測給付債務が経済的実質を表現するものであるといえよう。

このような年金債務をめぐる議論は、そもそも、年金基金に十分な積立てがされるかどうかという問題と関わっているが、さらに、企業による年金超過資産の回収という実務が存在することにより、その議論は重要な意味をもっている。年金超過資産の回収 (asset reversion) とは、年金制度の清算や終結により、年金基金資産のうち年金債務を超過する部分を事業主に戻す取引である。年金超過資産の回収は、経営者や従業員や株主など利害関係者間の資産の分配に関わる問題であり、年金債務の範囲の確定は年金超過資産の回収金額に直接結びついている。実際、年金超過資産の所有権をめぐる裁判も行われており、必ずしも経営者の思惑通りに事態が進展するわけではない。そうすると、年金給付算定式に将来の給与水準が含まれることがあるにもかかわらず、会計基準において給与水準を考慮にいれない債務を採用するということは、年金給付に関わる従業員の請求権を侵害しているということもできる<sup>8)</sup>。I において、年

8) SFAS 第87号および SFAS 第88号を審議した FASB のメンバーは以下の通りである。

Donald J. Kirk (議長), Frank E. Block, Victor. H. Brown, Raymond C. Lauer, David Mosso, Robert T. Sprouse, Arthur R. Wyatt

このうち、SFAS 第87号に異議を唱えたのは反対したのは Brown, Sprouse, Wyatt の3名であり、SFAS 第88号に異議を唱えたのは Mosso と Wyatt の2名である。

8) ここで指摘したような累積給付債務の不適切さを扱った研究として Tinker = Ghicas の研究 (Tony Tinker and Dimitrios Ghicas, Dishonored Contracts: Accounting and the Expropriation of Employee Pension wealth, *Accounting Organizations and Society*, Vol. 18 No. 4, 1993.) があ



金給付債務の割り当て方をみるかぎり、累積給付債務は年金制度の終結を前提にしているようにみえると説明したが、そもそも累積給付債務が年金制度を清算・終結する場合の適切な尺度であるとは必ずしもいえないのである。これらのことを経済的実質という用語を用いると次のように考えることができる。APB ステートメント第4号でみたように、経済的実質には法的形式が対置されていた。法的形式が経済的実質から乖離しているときは、財務会計は経済的実質を重視するという。ところが、累積給付債務をめぐる議論をみても、会計に比べると法の方が経済的実質をよりよく構成しうることがわかる。この場合、会計の与える形式と経済的実質が乖離しているともいえる。もちろん、会計と法のどちらか一方が経済的実質を構成すると考えるのは適切ではないだろう。どちらかという経済的実質を構成することについて会計と法の両者がせめぎあいをしているといった方がよいかもしれない。ただし、事態が利害関係者間の実際の資産分配に関わるかぎり、最終的には法の方が優位にあるといわざるをえない。

### (3) 年金会計への発生主義会計の適用と ERISA

以上では会計と法の対立関係をとりあげたが、以下では両者の依存関係を SFAS 第87号と ERISA (Employee Retirement Income Security Act, 従業員退職所得保障法) を素材として扱うことにしたい。SFAS 第87号は、先行する会計諸基準と比較すると、年金会計に発生主義会計を適用するという課題を持っていた。企業年金については早期から保険数理計算が導入されており、それに伴って、保険数理計算に基づく数値を企業会計上どのように位置づけるのかが、模索されていた。その模索の一つの頂点が ARS 第8号<sup>9)</sup>と APB オビ

る。Tinker = Ghicas の研究は直接的には SFAS 第87号に先立つ SFAS 第36号に基づくディスクロージャーに関わる研究であるが、累積給付債務に関する指摘は、Tinker = Ghicas 自身が指摘するように SFAS 第87号のもとでも有効であるように思われる。

9) Ernest L. Hicks, *Accounting Research Study No. 8, Accounting for the Cost of Pension Plans*, American Institute of Certified Public Accountants, 1965.

ニオン第8号<sup>10)</sup>であった。ARS第8号は年金費用の計算に採用すべき保険数理計算を基本的に一つに限定することを提起したが、APBオピニオン第8号では、保険数理計算方法を限定することはできなかった。ただし、ARS第8号とAPBオピニオン第8号が公表された1960年代には、発生主義会計を企業年金に対して積極的に適用するだけの条件が揃っていなかった<sup>11)</sup>。つまり、1960年代にはアクチュアリー資格要件には特に規制もなく、保険数理計算についてのガイドラインも整備されていなかったし、また、従業員の年金給付を受ける権利も必ずしも保障されたものではなかった。これらの条件を整備したのが1974年に制定されたERISAである<sup>12)</sup>。そして、SFAS第87号においては、年金取引が事業者の年金給付と従業員の勤務の交換取引であると明確にし、財務会計上利用される保険数理計算を限定したのである<sup>13)</sup>。この場合、法の整備

10) APB, *APB Opinion No. 8, Accounting for the Cost of Pension Plans*, American Institute of Certified Public Accountants, 1966.

11) 浅谷輝雄監修『リスク管理とアクチュアリー』金融財政事情研究会, 1992年, 189-191ページ。

12) ERISAの意義を資産運用を中心に述べると以下の通りになる。

第2次世界大戦前の年金資産運用は生命保険会社が独占しており資産運用はほとんどすべて確定利付資産に投資されていた。投資リターンはインカム・ゲイン中心であり、株式投資に対する関心はきわめて低かった。株式投資への投資対象の拡大を促したのは、1950年のGM社長ウィルソンによる提案であり、実際に株式投資を始めたのは1952年に設立された大学教職員退職年金である。1960年代には、賦課方式を採用している年金基金が多く、資金の繰り入れや年金積立金が不足していた。スチュワードベーカーの閉鎖事件などにより、年金財政方式の改善、年金積立金の強化などが要求されるようになった。このような企業年金をめぐる問題に対応するために連邦議会によって1974年にERISAが制定された。ERISAは、私的年金プランおよび私的給付プランの財務状況報告義務と情報開示義務を強化したり、年金財政方式および受託者としての義務に関する規制を強化したり、年金が廃止された場合に受給権者の年金給付を保証するために年金給付保証公社(Pension Benefits Guaranty Corporation)を設置したりした。ERISA制定以前には、確定給付プランは、事実上、賦課方式の運営が許されていた。ERISAによって、1974年以前に開始された年金プランの給付債務については、40年間にわたって割賦償還することができるよう保険料が追加されなければならないこととされた。給付債務の割賦償還の計画は、合理的な保険数理の手続き及び評価に基づいて行われなければならないが、資産価値および年金積立金のポートフォリオの収益の見通しをも考慮しなければならないこととされた。ERISAは年金資産運用の基本姿勢としてリスク管理の重要性を考慮したうえで、分散投資の必要性を強調した。第1次オイルショックに伴う株価暴落により、資産が負債を下回る年金基金が増え、年金管理者の責任が追求されるようになっていた。1970年代には多くの年金管理者がアメリカ優良企業の株式のような比較的安全度が高いもののみに投資していればよいとの認識を持っていたが、1977年以降、個別証券のリスクよりポートフォリオ全体のリスクに着目すべしという労働省の勧告もあり、ポートフォリオ理論に基づいて投資対象が分散化されるようになった。

13) 前掲拙稿を参照していただきたい。

が会計基準の発展に寄与している。逆に、会計基準の発展が法を補強することもあり、相互に依存関係にあるといえる。

#### むすびにかえて

以上では、SFAS 第87号を素材にして、会計と法との依存関係と対立関係を扱ったが、依存関係と対立関係自体も関係をもっている。というのは、会計と法が依存関係にあるといっても、一方が他方に解消されるわけではなく対立関係をもっているからである。また、会計と法が対立関係にあるといっても、やはり、依存関係が無くなってしまわない。対立関係があっても依存関係が存在するのであり、依存関係があっても対立関係が存在するのである。これらの関係がSFAS 第87号には明確にあらわれていた。SFAS 第87号における年金取引は、まず基本的に、従業員と事業者との取引であり、この点を明確にしたことは、会計と法との依存関係を反映している。SFAS 第87号では、保険会社という取引主体が入ってくるが、この点はどちらかという会計と法の対立関係を反映している。会計と法との対立関係はSFAS 第87号における累積給付債務の採用という点によくあらわれている。その他、事業者と従業員の取引自体も制度改訂に基づく過去勤務費用については二重の解釈が共存している。これら多様な解釈が発生主義会計のなかで統合されているということになる。

会計も経済的実質に対してある一つの形式を与えようとするものである。SFAS 第87号の場合、従業員の年金給付請求権を侵害するかもしれない年金超過資産の回収という事象と結びついていた。ある実質に対して形式を与えるという意味では、会計も法も同等の位置にある。会計は法から純粋に独立しているわけでもないし、また、完全に従属しているわけでもない。本稿の副題において、会計の議論で通常使用されていたような経済的実質と法的形式という対概念を採用せず、経済的実質と形式という対概念を採用したのは以上の理由による。

本稿では、アメリカ年金会計を素材にしながら、会計と法の相互関係について考察した。しかし、本稿では会計と相互関係をもつ法の内容が限定されたものとなっており、また、会計と法との相互関係に議論の焦点がおかれたために会計自体の理論・制度・実務の展開や法自体の理論・制度・実務の展開を考察のなかに十分に含めることができなかった。今後の研究課題としたい。

#### 参考文献

- Ernest L. Hicks, *Accounting Research Study No. 8, Accounting for the Cost of Pension Plans*, American Institute of Certified Public Accountants, 1965.
- Accounting Principle Board, *APB Opinion No. 8, Accounting for the Cost of Pension Plans*, American Institute of Certified Public Accountants, 1966. 日本公認会計士協会国際委員会訳【AICPA 企業会計審議会意見書】大蔵財務協会, 1978。
- Financial Accounting Standards Board (FASB), *Statement of Financial Accounting Standards No. 87, Employers' Accounting for Pensions (SFAS No. 87)*, FASB, December 1985.
- FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No. 88, Employers' Accounting for Settlements and Curtailments of Defined Benefit Pension Plans and for Termination Benefits (SFAS No. 88)*, FASB, December 1985.
- FASB, *Discussion Memorandum, An Analysis of Issues related to Employers' Accounting for Pensions and Other Post Employment Benefits*, FASB, February, 1981.
- FASB, *Preliminary Views of the Financial Accounting Standards Board on major issues related to Employers' Accounting for Pensions and Other Postemployment benefits*, FASB, November 1982.
- American Institute of Certified Public Accountants, *Statement of the Accounting Principle Board No. 4, Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises (APB Statement No. 4)*, AICPA, October 1970. 川口順一訳【アメリカ公認会計士協会 企業会計原則】同文館, 1973年。
- FASB, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 2, Qualitative Characteristics of Accounting Information (SFAC No. 2)*, FASB, May 1980.
- FASB, *Statement of Financial Accounting Concept No. 5, Elements of Financial Statements of Japan*, FASB, December 1985. 平松一夫・広瀬義州訳【FASB 財務会計の諸概念 (改訳新版)】中央経済社, 1994年。

- B. D. Jarnagin, *New Pension Accounting Rules: Explanation & Analysis of FASB Statements 35, 87 and 88*, Commerce Clearing House, 1987.
- Mary Stone, "Firm Financial Stress and Pension Plan Continuation/Replacement Decisions," *Journal of Accounting and Public Policy*, 10, 1991.
- Sara Ann Reiter and Thomas Omer, "A Critical Perspective on Pension Accounting, Pension Research and Pension Terminations," *Critical Perspective on Accounting*, Vol. 3 No. 2, 1992.
- Mary E. Barth, William H. Beaver and Wayne R. Landsman, "A Structure of Pension Disclosures Under SFAS87 and Their Relation to Share Prices," *Financial Analysts Journal*, January/February 1993.
- V. Gopalakrishnan and Timothy F. Sugrue, "An Empirical Investigation of Stock Market Valuation of Corporate Projected Pension Liabilities," *Journal of Business Finance & Accounting*, Vol. 20 No. 5, September 1993.
- Tony Tinker and Dimitrios Ghicas, "Dishonored Contracts: accounting and the Expropriation of Employee Pension wealth," *Accounting Organizations and Society*, Vol. 18 No. 4, 1993.
- Frank J. Fabozzi, *Pension Fund Investment Management*, Probus, 1990. (榊原茂樹監訳大和銀行年金信託運用部訳『年金運用のリスク管理』金融財政事情研究会, 1993年。
- 浅谷輝雄監修『リスク管理とアクチュアリー』金融財政事情研究会, 1992年。
- 今福愛志「年金基金の会計と企業会計の分離と統合」『会計』第147巻第4号, 1995年4月。
- 佐野哲哉「アメリカ年金会計にみる完全未履行契約の認識」『経済論叢』, 第156巻第2・3号, 1995年8・9月。